

市政NEWS

市役所からのお知らせ

■お問い合わせ先

西条市庁舎

TEL 0897-56-5151

東予総合支所

TEL 0898-64-2700

丹原総合支所

TEL 0898-68-7300

小松総合支所

TEL 0898-72-2111

平成17年4月からの

年金制度の改正内容をお知らせします

公的年金制度は、私たちの老後の生活を支えるものとして、大変重要な役割を果たしています。

少子高齢化が急速に進行

する中で、平成16年10月から、将来にわたり「維持可能」で「安心」な年金制度とするための改正が一部実施されています。

平成17年4月からの改正される内容は次のとおりです。

国民年金保険料の引き上げ

現在の1万3300円が毎年280円ずつ引き上げられ、平成29年度以降1万6900円で固定されます。

※この価格は、平成16年度現在におけるものです。

第3号被保険者の特例届出

現在は、第3号被保険者の届け出をしていなかった場合、2年を限度に保険料が未納扱いになります。

今回の改正で、届け出を行えば2年以前の期間も3号被保険者期間として取り扱われます。

また、平成17年4月以後の第3号被保険者にかかる未届出期間についても、やむをえない理由があると認められた場合は、2年以上さかのぼって第3号被保険者期間となります。

若年者に対する納付猶予制

度

低所得者の若者が所得の高い世帯主（親）と同居し

ているときは、保険料の免除対象になります。

今回の改正では、本人および配偶者の前年の所得が一定以下であれば、申請を行うことで保険料の納付を猶予することができます。

しかし、猶予した期間は年金の受給資格期間に算入されませんが、年金額の計算には反映されません。

10年以内であれば、猶予した保険料の追納ができますので、その場合は保険料を納付した期間と同じ扱いになります。

申請免除・学生納付特例の承認期間のそ及

保険料免除の申請が遅れ

農業委員会委員選挙人名簿への 登録申請をしてください

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年1月1日現在で調製しています。資格のあるかたは、必ず期限内に各地区の農業委員会へ登録申請書を提出してください。

選挙人名簿に登録されない、たとえ資格のあるかたでも、今後1年間の農業委員の選挙権・被選挙権がなくなります。

※申請書は各農家へ郵送しています。届いていないかたは、農業委員会へお問い合わせください。

登録資格者

平成17年1月1日現在において市内に住所があり、昭和60年4月1日以前に生まれたかたで、

① 10アール以上の農地に

つき耕作業務を営むかた

② ①の者の同居の親族またはその配偶者で、耕作に従事する日数が年間約60日以上のかた

③ ①の面積の農地につき耕作業務を営む農業生産法人の組合員または社員で、耕作に従事する日数が年間約60日以上のかた

申請期限 1月7日（金）

申請書の提出先・問合せ

○旧西条市の登録資格者

西条地区農業委員会（TEL 0897-56-5151）

内線5522・5523）

○旧東予市・丹原町・小松町の登録資格者

東予周桑地区農業委員会（TEL 0898-64-2700）

内線241）

各地区農業委員会の役員が決まりました

西条地区農業委員会

会長 越智壽昭

// 職務代理 塩崎宗三郎

農地部会長 加藤 茂

// 部会長代理 日野重忠

農政部会長 藤田要雄

// 部会長代理 宮崎 浩

東予周桑地区農業委員会

会長 北須賀隆雄

// 職務代理 桑村 實

農地部会長 藤岡夏兼

// 部会長代理 高橋康二

農政部会長 瓜守利夫

// 部会長代理 渡部 桂